

大口町告示第125号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように決定する。

その関係図面は、告示の日から2週間（ただし、大口町の休日を定める条例（平成元年大口町条例第19号）第1条第1項各号に規定する町の休日を除く。）建設部維持管理課において一般の縦覧に供する。

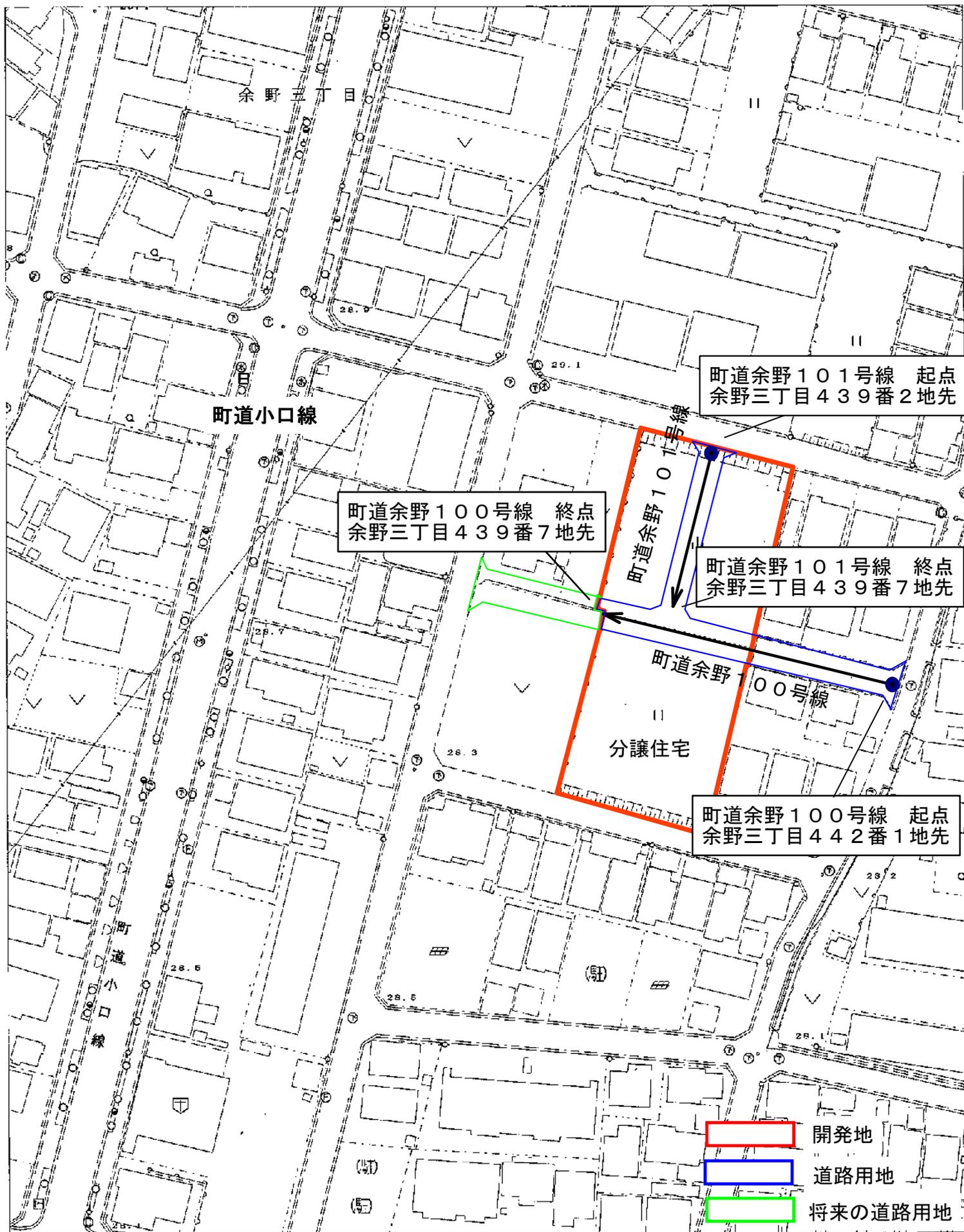
令和6年12月20日

大口町長 鈴木雅博

道路の区域決定

路線番号	路線名	区間	敷地幅員	延長
1800	町道 余野100号線	余野三丁目442番1地先 から 余野三丁目439番7地先ま で	6.0~10.2m	62.4m
1801	町道 余野101号線	余野三丁目439番2地先 から 余野三丁目439番7地先	5.0~9.2m	33.4m

町道路線区域決定 町道余野100号線 町道余野101号線 位置図



1:1,000

